

(4) カナダ農業移住訓練生制度

1969年(昭和45年)6月24日付の、The New Canadian 紙(トロントにある邦字新聞)は、「よき農業後継者」という見出しで、アルバータ州バクスホール発の記事をかかげている。

当地の日系農家、Oさん(筆者注、大熊洋一)から、最近来加した農業移民に誰一人として不満足をとなえる雇主はいない、われわれのよき後継者だと次の通りの通信をよせてきた。

私たちが求めてきた日本からの農業訓練生たちは、移住団(筆者注、海外移住事業団)本部の中島課長、トロント駐在の川路氏らの努力によって実現し、在住一世らは老後に安楽な気持を抱かせると喜んでいる。今までの農業移住者は、農業につく意志のない者ばかりで、農業移住審査が比較的安易のため、それを足場にしてカナダに移住し、契約期間中に勝手な行動をしたりして農家に迷惑をかけ、その上、自らの行ないを正当化するため、農家の悪宣伝をしまわった者が十名近くもあり、在住日系人をフンガイさせたものである。

ところが今回の農業移住者諸君は、渡航前の訓練よろしく、不馴れな仕事に対して精神をうち込んで頑張るファイトが誰の目にも見えるので受入れ農家でも、その心構えだけで満足だとし、不平をいう者はなくいい青年が移住したと喜んでいる。彼等は2カ年の契約期間が満了後も、同農家に住みついて技術を習得し、数年後には自立してわれわれの後継者として、カナダ農業の発展に寄与するものと、在住日系人は大きな期待をよせている。彼等が土に根を張り、強い基礎をつくるよう努力をつづけてくれることを祈っている。

「この頃の若い者は」と、一世たちの口ぐせになっている新来移住者に対する批判を、みごとにはね返したこれらの青年たちは、どのような経緯で送り出されたのであろうか。しばらく、この「カナダ移住農業訓練生制度」発足の経緯について述べてみよう。

a. 駐在員の調査報告

1969年(昭和42年)7月、初代駐在員として赴任した川路国三は、かつて国際農友会による派米農業実習生の体験者であり、日本国際農村青年連盟(上記実習生、農業労働者派米協議会による短期派米農業労働者および農業研修生派米協会による派米農

業研修生の結成した団体)の会長であった関係もあり、青年の海外派遣研修制度については、長い経験と深い関心を持っていた。彼はトロントに着任した翌々月の9月、ブリティッシュ・コロンビア州と中部平原3州ならびにオンタリオ州南部を調査した結果を、つぎのように報告している。長文ではあるが、すぐれた報告書と思われるので、そのまま引用しよう。

1) 農業移住者の受入れについて

工業化を重点政策とする開発途上のカナダとしては、当面の需要に応える“技術移住者”に対する要求が極めて強く、現在行なわれている世界各地からの技術移住もこの線に沿っていることは明白である。端的に言って、技術移住は移住者の具有する技能が能う限り高い賃銀で雇用されることを目的とするので、常により高い給料を求めて移動する性格を有し、一定の地域、特定の会社に対する愛着は一般に薄い。また殆どの場合、“独立自営”ということはサラリーマンの窮極の目的とされないので、技術移住はその地域の経済の変動、企業の盛衰等に対して常に受動的である。

これに対して、農業(林業を含む)は土地との直結が前提となるので農業移住は極めて強い定着性を有する。従って、長期的視野に立てばカナダの国土と深く直結し、今後の開発を待つ広大なフロンティアに取り組むべき農業移住は、日加双方にとって、会社・工場を対象とする技術移住とは異なる立場から、真剣に検討せらるべき問題と考えられる。

カナダ政府としても、農業復興開発条令、大平原諸州農地復興条令、沿海湿地復興条令、農業安定法、大平原諸州農地補助法、農作物保険法などにより、農民の収入向上と保護の手段を講じて居り、実際に、平原三州の穀物、BC州の果物、オンタリオ南部の酪農品、大西洋諸州の農産物等がカナダの対外貿易の五分之一以上、林産物は四分之一以上を占めている事実と、日本全土に数倍する広大な農業適地が未だ十分に活用されていない実情等からも、農林業者として適格な日本人の移住は相当に有望であらうと判断される。

BC州と平原三州とは、その地勢、気候、農業経営の規模や内容等が大きく異なるが、BC州のオカナガン溪谷一帯(主としてリンゴなどの果物生産)とAlberta州南部のレスブリッジ地方(主として小麦、砂糖大根、ジャガイモ、牧畜等)は、当面日本人が農業移住するのに好適の地と考えられる。

その主な理由を挙げると次の如し。

- (ア) いずれの地も、カナダ国内で有望な農業地帯として注目せられ、日系人先住農家がすでにリンゴ、ジャガイモ等の生産で安定した市場を確保し、それぞれの経営基盤も確立して、新しい日本人農業者の移住受入れに好意的、積極的であること。
- (イ) 最近、これらの地区の農家後継者が離農して都市生活を希望する傾向が現われ、先住農家の実例やその新移住者への協力体制から見て、大体10年程度で自立農家となり得る見込みがあること。
- (ウ) 引受農家を予め決定して置き、到着直後から無料入居できる住宅の供給、冬期収入の確約等が保証されること。
- (エ) 日系人はいずれの地域でも社会的信用度が高く、且つ相当数居住しているので、日系人社会との接触、日本の食糧品の入手もできるので、新移住者が余り郷愁に罹る恐れが少ないこと。
- (オ) 移住初年度は都市勤労者に比較して、毎月の給与は多少低額であるが、純農村地帯であるので浪費が少なく、主な消費は主食衣類などに止まり、最近の移住者の経験に徴すれば、若夫婦を中心とする小家族では、月額100ドル乃至150ドル程度の貯蓄も可能であること。都市生活の場合、家族持ちでこの程度の貯蓄をすることは一般に困難である。
- (カ) 移住当初の段階では、農業移住者は技術移住者ほど高度の英語力が要求されないこと。

以上の観察から、来年3月中旬から4月初旬ごろまでの期間、日本内地で十分な啓蒙を行なって適格者を選抜し、十分な渡航前教育を施すと共に、現地農家側の責任ある引受体制を確認できれば、BC州およびAlberta州に、35歳位を最高とする若夫婦を基準にして50家族程度の農業移住者の移住は可能且つ将来性ありと判断された。

本件の具体的推進については、本駐在員に附与せられている職務の限界に鑑みて、「新しい日本人農家の受入れは、現地先住農家とカナダ側移民官との折衝合意によって推進されることが適切」と考えられるので、概ね次の如く提案して、現地側の自主的な実行を希望した。即ち

- (ア) BC州オカナガン溪谷地区ならびにAlberta州Lethbridge-Tabre-Vauxhall地区の主要農家が日本人農家受入れの任意組合を結成し、その受入れ可能な農家数を所轄移民官に申請し、当該移民官から在東京カナダ大使館移民官に所望の農業移住者に対するビザ発給を要請する。

(イ) 上記両地区の任意組合代表者は、所轄移民官に申請した受入農家の戸数と、その引受の条件を当駐在員事務所に通報する。

(ウ) 当事務所は受入れ農家戸数と受入れ条件とを事業団本部に報告する。

アンスポンサード方式開始後、当国に移住してきた移住者の実情から判断して、日本側は移住者の選考に直接関与することは出来ないとしても、本件のような纏まった移住の実現が可能になるとすれば、斯様なケースを契機として、将来は逐次、事業団の被推薦者にカナダ側のビザが発給されるような一貫した移住推進のルートが望ましい。また、本件のような特殊な業態で、しかも一定地域に概ね集合して居住するような移住者には協調的な人間関係が重要な要素となるので、農業移住者の募集は、単なる一般募集に流れず、各地方事務所ならびに協力団体等を通じて周到な適格者把握が希望される。

2) オンタリオ南部農村巡回と実習生事業の検討

9月下旬、オンタリオ州南部の農村で研修中の農業実習生の訪問を兼ねて、当該地方の農村を巡回した。

酪農、移住に関連する見地からその所見を要約すれば、この地帯は一般に肉牛牧畜が大部分で、一部に果樹、野菜、花卉栽培等が見られる。面積はその経営内容によって大小区々であるが、殆ど自家労力による経営が行なわれている。日本農業に比較して、技術水準は必ずしも高くないが、雇用労賃が高いので、機械化は相当に進んで居り、土地代、機械器具、施設費を合せると投下資本は日本農家よりはるかに大きい。

この地方には現在合計16名の日本青年が約1カ年の予定で農業実習中である。実習生の大方の感想は、「技術的には学ぶことはたいしてないが、大規模の農場を長期計画の下で経営してゆく計画性と気長さは学ぶに足る」ということである。

現在、この実習生派遣事業の一つに事業団も関係しているが、率直に言うと、カナダの農業はその経営規模、投下資本、使用機材、マーケティング等の主要分野において、「農業技術や経営理念を勉強して日本農業の近代化に資する」という日本側の派遣の狙いとは隔りが大きく、果して実習先として適切かどうか無条件にうなづき難いものがある。単に、日本の青年や学生に一人でも多く海外の生活体験をさせようという趣旨であれば別であるが、もっと実効を望むのであれば、農業の実習地としてはこの際再検討を要すると思われる。

現行の農業実習生の制度については、カナダに関する限り、むしろこれを「将来の移

住を予定する研修生制度」に切替えることが一層効果的ではないかと考えられる。この観点から、当事務所においては「移住研修生制度（仮称）」について検討中である。後者の如き形態であれば、その派遣分野も農業のみに限らず、工業、商業、林業等の分野にも拡大し得べく、1年乃至2年程度、“移住予定者”という立場でカナダの実情を見聞し、体験すれば、本格的に移住する場合格別の便益が得られるものと思われる。

以上を要約すると

1. カナダに対しては、農業者移住の可能性の強いこと。
2. 受入基盤の関係上、ブリティッシュ・コロンビア州およびアルバータ州が適当であること。
3. 日本農業の近代化に資するという従来の実習生制度の理念ではなく、将来永住するということを前提とする制度とすること。
4. 日系人の受入団体を結成し、カナダ側と折衝させること。

などにならう。

b. 第一陣の出発と就労

1969年（昭和44年）4月22日正午すぎ、第1回訓練生一行27名は、当事業団職員小林正人に引率され、バンクーバー空港に到着した。翌23日午前11時レスブリッジに到着、マンパワー事務所所長以下係官および受入農場主全員の出迎えをうけ、歓迎昼食会ののち、午後3時配属農場主に引取られ就労を開始した。

訓練生と農場主との間の雇用協定は1969年（昭和44年）9月23日以降若干の改定が加えられたが、1972年（昭和47年）現行のものはつぎのとおりである。

（和英両文のうち和文だけ掲載）

第1条 総 則

年月日より 年月 日までの期間中、引受農場主は訓練生に対して農作業実習を与えることに同意し、訓練生は引受農場主の指示監督のもとに、要求される農作業実習を勤勉に遂行することに同意する。

実習作業はカナダの休日（日曜日、祭日）および年始の3日間を除いた日とする。1日の作業時間は月毎に最高時間数を定め、訓練生の同意があればそれを越える時間ならびに前記休日における作業を妨げない。月別の最高作業

時間は次のとおりとする。

1, 2月…8時間, 3月…9時間, 4, 5月…12時間, 6, 7, 8月…10時間, 9, 10月…13時間, 11月…10時間, 12月1ヵ月間は農場での実習作業を離れて行なり訓練生合同研修のための期間とする。

第2条 宿 舎

引受農場主は訓練生の実習期間中、衛生設備を備えた健康的な宿舎を無償で訓練生に提供することに同意する。

宿舎の設備は次に掲げるものを含む。

テーブル, 椅子, 個人別ベッド, マットレス, 十分な暖房, 照明, 窓, 洗濯場および入浴またはシャワー設備。

訓練生が自炊を行なう場合は, 食糧貯蔵のための冷蔵庫, 料理および食事のための器具, その他貴重品の安全保管個所。

毛布, シーツ, 枕カバー, タオルは訓練生の希望により引受農場主がその購入資金の貸付けを行なう。

訓練生を本プログラムに関係のない他の労務者と一緒に宿泊させてはならない。電気, 燃料, 水道, 廃物処理に要する費用を訓練生に対して請求し, またはその賃金から控除してはならない。

第3条 業務傷害または疾病に対する保険

引受農場主は実習を原因とし, かつ実習中に発生した傷害および訓練生の作業に直接起因する疾病に対する保険ならびに配属期間中の生命保険を訓練生のために無償供与することに同意する。この保険は責任ある保険会社より取得されなければならない。

第4条 業務外の傷害および疾病に対する保険

訓練生が被った業務外の傷害または疾病に対する保険の経費は訓練生が負担する。

第5条 賃金の支払い

1. 引受農場主は, 第1条の任務を誠実に遂行する訓練生の生活を保証するために, 農場到着の日から起算して, 毎月(研修期間中の12月を除く)初年度 C\$. 250, 第2年度 C\$. 275 を基本給として支給する。ただし, 第1条に規定する最高作業時間を超える時間ならびに休日の作業に対しては, 1時間について C\$. 1.20 の超過賃金を支払う。ただし, 月曜日

から土曜日までの総作業時間数が第1条の最高作業時間数の6倍を超えない場合には、その週内の某日の作業時間が最高作業時間数を超えてもその超えた時間に対する超過賃金は支払わない。

2. 毎月の給料その他はすべて翌月3日までに支払いを完了する。
3. 引受農場主は現行慣習に準拠して毎月1回（あるいは毎2週間1回）賃金支払いを行なう。

第6条 農具および設備

引受農場主は本協定による役務を行なうことに要する一切の農具、供給品または設備を無償で訓練生に提供する。訓練生の悪意によらない農機具類の損傷に対しては、訓練生にその弁償を要求しない。

第7条 控 除

引受農場主は訓練生の賃金から下記以外の控除をしないことに同意する。

- (1)所得税 (2)失業保険 (3)カナダ・ペンション (4)賃金に対する立替払い
- (5)賃金の超過払い (6)第12条に準拠して引受農場主が供給した食事の代金
- (7)引受農場主が訓練生に供与した財産の返還を訓練生が拒絶し、もしくは不注意で返還を怠ったことにより、またはかかる財産を故意に破壊したことにより生じた引受農場主の損失 (8)協定の満期または訓練生が実習協定を放棄した場合に残存する引受農場主に対する訓練生の負債

第8条 訓練生は私用の物資を自由に購入し、かつ毎週1回ずつ購入をなし得る場所にゆく機会を与えられねばならない。これらの物資購入の際の交通手段は引受農場主が提供する。

第9条 訓練生の重病、事故および死亡

訓練生が重病、事故または死亡した場合には、引受農場主は適当な病院と医療その他必要な手配をするほか直ちに受入団体およびトロント駐在員に通告する。訓練生が死亡した場合には、引受農場主は遺体を火葬に付し、遺骨を受入団体に送る。葬儀、火葬、遺骨の日本送付等に要した経費は、第3条による生命保険金と受入団体、引受農場主の協力資金をもって支払いに当てる。

第10条 共済基金

1. このプログラムに関連して発生する不測の事故や問題等を解決するために、共済基金を設ける。
2. この基金を保管運営するために、共済基金運営委員会を設ける。委員会

の構成員は海外移住事業団代表1名、アルバータ・ポテト協会代表2名、カナダ移住訓練生代表2名とする。

3. 拠出金額は毎年これを協議して定めるが、1971年4月分から1973年3月分までは訓練生、農場主とも毎月 C\$. 3 とし、各農場主は両者の拠出金を翌月5日までに共済基金運営委員会に送付する。

第11条 苦情の処理

引受農場主と訓練生との間の苦情は、まず当該引受農場主と訓練生グループ・リーダーによって解決されるべきである。もし、両者間で相互に満足な解決に達しなかった場合には、受入団体代表者にそれを報告し、受入団体代表者は必要に応じ、トロント駐在員の協力を得てその解決に最善を尽くすものとする。

第12条 食 事

引受農場主が訓練生に食事を供する場合には実費で供与し、いかなる場合にも訓練生の負担は毎月 C\$. 50 をこえてはならない。

第13条 雇用における差別待遇禁止

引受農場主は訓練生に対する実習条件において社会的もしくは経済的に不利な差別待遇を行なってはならない。引受農場主は実習期間中、訓練生とカナダ市民との交流の機会が得られるよう努力する。

第14条 記録および説明書の保存

引受農場主は実習する各訓練生の所得および実習時間に関する正確な記録を保存し、これを賃金支払いの時に訓練生に供与しなければならない。

第15条 不道徳および不法の影響に対する防護

引受農場主は職業的賭博者、酒類の行商人および不道徳かつ不法の行為に従事する者を実習地から遠ざける措置をとることに同意する。

Apr. 1972

For the Host Farmer :

For the Trainee :

_____ Signature _____

_____ Typed Name _____

_____ Witness _____

(Alberta Potato Growers Association) (Japan Emigration Service)

c. その後の訓練生

第1回以降の渡航年月日と人数はつぎのとおりである。

第1回	1969 (44)	4. 22	27名
第2回	1970 (45)	4. 21	44名
第3回	1971 (46)	3. 31	59名
第4回	1972 (47)	4. 5	25名
第5回	1973 (48)	4. 4	24名

なお、第1回、第2回の訓練生中、雇用期間満了後、引きつづきカナダに止まっているものは、それぞれ23名、34名である。

この項を終るにあたり、訓練生のカナダにおける生活と意見を例示してみよう。

鮫島 竹一（鹿兒島県出身、1944年生れ、66年4月渡航、第1回生）

1969年4月、われわれ訓練生は大きな希望と又、少々の不安をも抱きながら多くの者は生まれて始めて、日本以外の異国の地に足を入れた。あれから早いもので、忙しい日々の間いつの間にか8カ月を過ぎた。小生は米国での生活経験があったので、精神的肉体的にも何の苦しいことはなかったが、18、9歳の実社会生活体験の少ない若いものにとっては、カナダ農業の労働は精神的、肉体的に相当苦しんだことと思う。しかしこれらはかれらのこれからの長い人生においては何よりも得難い体験となるだろう。

先日終った12月の1カ月間のボックスホールでの学習は訓練生28名のグループとして、又は各々個人、それに大熊氏を始めとするポテト・ growers・アソシエーション、ボックスホール・ハイスクールのミスター・リンドウ、外先生方の協力によりどうにか訓練生が満足できる学習ができたと思っている。

第1回生訓練生の第1年目は一応農作業も一段落し、又1カ月の学習生活も終え、各訓練生の努力により訓練生の評価は高いものになっておりその現われとして4月には、第2回訓練生が渡加できるようになったそうで第1回訓練生としてはうれしかぎりです。

しかしながら時期的に、現時点において、今まで8カ月間に生じたカナダ移住訓練生制度に関する多くの問題について、再検討しなければならないと思う。アグリーメ

ントに関する関係者の考えちがい、日本の海外移住事業団、外務省、両者のこの訓練生制度に対する考え、訓練生自身の移住者、又は訓練生としての考え方等。

しかし思うにグループ（団体）の力の強さを多に感じる。我々はこの力をもっと利用して、移住者としての目的を果せるよう互に助け合わなければならない。日本人として……。

森本 美好（兵庫県出身、1950年生れ、66年4月渡航、第1回生）

（前略）最初着いたのがバンクーバー。私はあの時の感激をはっきり覚えている。かわった空気を吸いながら、木々のおい茂った中に、赤、青、白の様々なハウスが美しく調和していた。（中略）翌日、ホテルを出たものの、空港へどうすれば行けるのかという心配事ができた。30分位して右の方から口笛を吹きながら気の良さそうな青年が歩いてくるのでチャンスだと思った。エアポートに行きたいのですが等と知っているだけの英語を使った。すると彼はカーに乗って来て、乗れといった。彼はイタリーのベニスから1年前に移住してきて、現在大工さん。カナダの農業は日本の労働と比べるとはるかに忙しい。ポテトにしてもピーズにしてもこちらの収穫期はハードである。しかし、12月研修も終りになった今、始めてやれば出来るものだなあと自信を確める事が出来た。（中略）研修において生徒と同じスクールバスで通学なんて夢のような事でした。学校では柔道、スケート、ダンス等、生徒達と共に楽しく過ごせた。生徒達に日本の事を聞かれると夢中になって話した。生徒達に日本の事を知ってもらい、仲良くなれた事を嬉しく思う。私達日本の代表としてカナダに来、日加友好に少しでも役立ったものと嬉しく思う。

6. 出資金事業の流れと諸問題

(1) 当事業団発足当時の概況

出資金業務の性格については、第1章(3)のb.(72ページ)において、原資との関連で述べたように、政府出資金(産投会計および一般会計)を原資としている業務であるから、建前として投下原資金を欠減せしめないで運用せねばならない。したがって、業種は、融資、入植地のロツテ(一区画のこど)分譲、倉庫直営、牧場経営等の採算的な援助業務になるわけである。この点、全面補助的性格を有する交付金業務とは一線を画すべきものがあるので、機構的にも、勘定的にも別建になっている所以である。

出資金事業は、債権債務をまるまる移住会社から引継いだものであり、当事業団発足時における業種別の概況は次のようなものであった。

a. 融資業務

引継いだ貸付金残高(昭38年7月14日現在移住会社財産目録)は次のとおり。

渡航費貸付金(派独炭鉱労務者)	662,909円
開拓農渡航前貸付金	176,161,399
長期証書貸付金(西語地域)	383,590,909
開拓農現地貸付	(191,424,978)
雇用農現地貸付	(15,585,397)
農工企業貸付	(176,580,534)
短期証書貸付金(西語地域)	144,238,512
開拓農現地貸付	(144,238,512)
手形貸付金(ブラジル)	39,600,000
ブラジル現地法人イジュウシンコウ貸付金	540,885,600
合 計	1,285,139,329

上掲のように、移住会社はスペイン語地域については本店集中会計をとっていたので、スペイン語地域に対する貸付は、支店を通じて貸出されるが、期末は本店に集中計上され、ブラジルの場合は、現地法人イジュウシンコウ信用金融株式会社(現在のジェミス)に対する本店の貸付金が移住者等に転貸されるというワンクッション方式

をとっていた。後述のように、当時、イジュウシヨウに対する本店貸付金は、ブラジル銀行とスワップ契約を結び、為替レート変動による原資の減耗をカバーしており総額12億8千5百万円が融資に引当てられていた。

当事業団発足の過渡期において、融資基準等の業務のルールも、融資残高と共に、そのまま、移住会社のそれが引継がれた。事業団法附則第7条第7項により、移住会社の権利義務一切は当事業団に引継がれるので、既往の貸付契約書における債権者の名義を、いちいち、移住会社社長から当事業団理事長に書換える必要もなかった。事実問題としても、広大な南米の各地に散在している債務者との間に債権者の名義変更の手続きを行なうことは不可能であった。

出資金業務は、その性質上、地続きで連続しているわけである。

b. 入植地業務

入植地別の概況は資料篇に譲るが、昭和38年7月15日現在の入植地別ロッテの引継高は次のとおり。

引継時点におけるロッテ在高

国名	入植地名	造 成 分 譲 解 約 の 実 績	38年7月14日現在	
			ロッテ数	面積
パ ラ グ ア イ	アルト・パラナ	造 成 数	901	27,030.0ha
		分 譲 数	345	10,350.0
		解 約 数	3	90.0
		差引分譲数累計	342	10,260.0
		未分譲ロッテ	559	16,770.0
イ グ ア ス	イグアス	造 成 数	205	6,150.0
		分 譲 数	16	480.0
		解 約 数	—	—
		差引分譲数累計	16	480.0
		未分譲ロッテ	189	5,670.0
ブ ラ ジ ル	フ ラ ム	造 成 数	612	15,300.0
		分 譲 数	600	15,000.0
		解 約 数	112	2,800.0
		差引分譲数累計	488	12,200.0
		未分譲ロッテ	124	3,100.0
第 2 ト メ ア ス ー	第2トメアスー	造 成 数	26	650.0
		分 譲 数	12	300.0
		解 約 数	—	—
		差引分譲数累計	12	300.0
		未分譲ロッテ	14	350.0

国名	入植地名	造成の 分譲 約の 実績	38年7月14日現在	
			ロッテ数	面積
ブラジル	フンシャル	造成数 分譲数 解約数 差引分譲数累計 未分譲ロッテ	77 51 3 48 29	854.7 566.1 33.3 532.8 321.9
	グァタバラ	造成数 分譲数 解約数 差引分譲数累計 未分譲ロッテ	375 69 — 69 306	4,687.5 862.5 — 862.5 3,825.0
	ジャカレイ	造成数 分譲数 解約数 差引分譲数累計 未分譲ロッテ	87 36 — 36 51	565.5 234.0 — 234.0 331.5
	バルゼア・アレグレ	造成数 分譲数 解約数 差引分譲数累計 未分譲ロッテ	62 47 3 44 18	1,550.0 1,175.0 75.0 1,100.0 450.0
	ピニヤール	造成数 分譲数 解約数 差引分譲数累計 未分譲ロッテ	60 3 — 3 57	720.0 36.0 — 36.0 684.0
	アルゼンチン	アランダス	造成数 分譲数 解約数 差引分譲数累計 未分譲ロッテ	34 3 — 3 31
	ガルアツバ	造成数 分譲数 解約数 差引分譲数累計 未分譲ロッテ	97 67 1 66 31	2,910.0 2,010.0 30.0 1,980.0 930.0

引継いだ入植地資産の帳簿計上額（融資の貸付金残高と同じく、昭和38年7月14日付移住会社財産目録および閉鎖、貸借対照表における関連勘定科目を集計）は、西語地域の5入植地834,018,042円、ブラジルの6入植地379,332,791円（融資の場合と同様、現地法人ジャミックスに対する本社貸付金）、特別会計によるブラジルのグァ

タバラ入植地 597,212,843 円である。グァタバラ入植地は、1961年（昭和36年）6月15日付外務、農林、大蔵の三省事務次官了解にもとづき、全国拓植農業協同組合連合会（以下「全拓連」と略称）より引継いだ事業である関係上、移住会社本店およびジャミックのサン・パウロ支店内にそれぞれ特別会計を設けて別途経理していた。この特別会計方式は、当事業団に移管後も、1966年（昭和41年）4月まで継続され、その後は特別会計時代ほどではないが、区分経理という線が貫かれている。

なお、以上の当時の帳簿計上額は、仮勘定処理段階のものであるが、最近、原価計算完了に伴い、円貨実投下額を確定したところでは、引継時点において、パラグアイ3入植地（フラム、アルト・パラナ、イグアス）806,271千円、アルゼンチン2入植地（ガルアッペ、アンデス）が、118,788千円、ブラジル6入植地（バルゼア・アレグレ、フンジャール、ジャカレイ、ピニアル、第2トメアス、サント・アントニオ）が395,015千円、特別会計のグァタバラ入植地が405,950千円、合計1,726,024千円になる。

この円貨実投下額は、入植地土地購入費、工事費、地租、固定資産取得費、貯蔵品費、分譲経費、管理経費、水利施設維持費、付帯事業費用およびその他入植地の造成、管理に係わる雑支出等入植地の建設に要した一切の出資費消額を計上すると共に、造成時の伐開に伴う木材売却収入、土地賃借料等の雑収入を控除したネットの投下額である。また、回収を要しないグァタバラ入植地に対する補助金150,000千円が控除されている。

c. 出資業務

移住会社の投融資は、当時のわが国の外貨事情、海外投資政策を反映して、できるだけ投下原資を欠減せしめない趣旨より、東京本部よりの直接外貨債権をもってつなぐことを原則としており、ブラジルの現地二法人に対する出資金も原則として事業資金を除いた管理費引当のもののみであって、前掲のようにジャミックに対する出資金が257,462,131円（CR\$150,000,000）、イジュウシンコウに対する出資金が146,513,495円（CR\$80,000,000）であった。ジャミックの出資金の方が2倍近く多いのは、管理費のほか、後記のチエテ牧場の買収を含む、戦前の「ブラ拓」整理業務に引当てる資金を含んでいるからである。

このほか、対外的には、ブラジル豊和工業株式会社に対する出資金133,926,841円（NCR\$38,980に相当。38,980株）と亜拓組合に対する出資金135,543円（25,000ペソ相当、250株）の2例がある。しかし、移住会社時代、投融資は一つの密着した概

念ではあったのだが、当事業団移行後、出資は一般業務からは削除され、例外的な特殊業務に変わった（前述のイタブア製油への出資がこれに該当）。

d. 付帯業務

直轄入植地のうち、アルゼンチンのアンデス山麓に所在するアンデス入植地（1312ヘクタール）の土壌は塩分を含む砂壤土である関係上、造成済の未分譲ロッテを裸地状態にして置くと風雨により表土が流亡するため、被覆作物植付による土壌保全措置を必要とし、移住会社では、1962年（昭和37年）より造成工事費によりアルファルファを植えて被覆していた。アルファルファ刈取り、売却の収入もあるので一方的な支出ではないが、造成工事費の範囲で長期間支出すれば、コスト、分譲価額に響くおそれがあること、および、性質上も維持管理であって工事ではないことと鑑み、当事業団移行後、1964年（昭和39年）以降、これを入植地事業としての造成工事より切離し、未分譲ロッテを保全農場化し、団法21条1項10号に基づく付帯事業とし運営することとした。この内2ロッテには風害防止を兼ね、採算性の高いポプラの植林を行ない、長期的にはその用材売却により保全農場の収支を償うよう計画してある。

e. 特殊業務

(a) 牧場直営

(ア) チェテ牧場

1960年（昭和35年）、ジャミックは整理収入の範囲で整理支出を支弁する建前の下にブラ拓整理業務を引受け、このためにジャミックはブラ拓整理部を設置して整理業務にあたり、当事業団移行後も4年間は整理部を継続したが、整理業務引継時に、ブラ拓所有のチェテ牧場を、ジャミックが買収した。

チェテ牧場は、サン・パウロ州アンドラジーナ郡に所在するが、そこは南伯における畜産の最適地といわれ、面積1,244.64ヘクタール、購入時畜産頭数2,246頭であり、採算性も良好であり、移住会社時代は、その会社という組織体の性質上、収益性だけでも十分な存在理由があった。

当事業団引継時における引継畜産頭数は、牛2,623頭、馬37頭、計2,660頭であって、ブラ拓よりの購入時のそれよりも増殖しているのは、移住会社時代に牧場諸施設を改善したからに外ならない。

当事業団移行後もジャミックが現地向には会社であることには変りがないのだが、

実体的には公的な特殊法人の在伯機関であり、したがって、時折、事業団事業目的にてらして、その存在理由を問題にされることがある。しかし、畜産は、とかく日本人移住者が不得手な分野ではあるが、奥地営農の有力作目であり、移住者に対する畜産の普及効果があるので、当事業団法第21条第1項第11号および同条第2項にもとづく特殊業務として位置づけられ、存続している。また、将来のあり方としては、移住者子弟の畜産研修のため、研修牧場を併設するという発展的な構想もある。

(イ) バルゼア・アレグレ牧場

マット・グロッソ州テレーノス郡所在のバルゼア・アレグレ入植地(36,363ヘクタール)は、1957年(昭和32年)9月、移住会社が、日系人有力者等の推せんの下に、ブラジルで最初に購入した入植地であった。当初は、相当数の移住者の入植を予定していたが、土地条件、市場条件を精査すると、大規模な入植は困難と判定され、結局、土地条件の良好な62ロッテに限定して造成し、3,000ヘクタールを牧場化、北部21,296ヘクタールを処分対象地としてできるだけよい条件で大口の買手を物色することになった。1960年(昭和35年)6月より牧草栽培試験を開始、1962年(昭和37年)12月、チエテ牧場より若牛200頭、種牛6頭を導入し、牧場事業を開始した。当事業団引継時の頭数は246頭であり、若干の増殖がみられる。ヴァルゼア牧場は、チエテ牧場の分牧場としての性格を持ち、チエテ牧場の収支の範囲内において、牧野造成、牧野改良を行なう建前であるため、所期の増殖効果を挙げ得ていない。現在、バルゼアの入植者は、養鶏、果樹を主体として営農をたてているが、この地方は、粗放的なものだが、畜産地帯であり、移住者もいずれは営農のなかに畜産を取り入れ、拡大、発展することになるので、バルゼア牧場はそのパイロット的な役割をになうことになる。

(ウ) サント・アントニオ牧場

サント・アントニオ入植地(785ヘクタール)も、移住会社が、やはり日系有力者の推せんの下に、1959年(昭和34年)5月に購入、翌年100ロッテを造成、60家族を導入する予定であったが、当初期待した州政府によるパラíba河開発計画の堤防工事の遅れのため、低地部の3分の1以上が雨期には浸水するという事態が発生したため、完工まで分譲を中止し、遊休地対策として、1962年(昭和37年)、乳牛80頭を導入、乳牛牧場を開設した。

当事業団引継時の頭数は83頭であった。その後、インフレによる諸物価高騰のなかにおける乳価の統制、飼料の値上り、流通税の圧迫等の影響をうけて乳牛牧場経営が苦しくなり、1968年(昭和43年)3月をもって乳牛を売却処分し、州政府のパライ

パ河開発の工事も進まないまま、1969年（昭和44年）10月、外務大臣の処分許可を得て、新聞等で有利な買手を公募し、1970年（昭和45年）8月より1972年（昭和47年）8月にわたる3年賦により、処分許可条件より若干有利な価格で、ブラジル人に全面積を一括売却した。

(b) 倉庫直営

(ア) エンカルナシオン倉庫

移住会社は、フラム、アルト・パラナの両直轄入植地およびパラグアイ国政府のチャベス入植地の日本人入植者の生産する大豆、玉蜀黍等の出荷調整により、対外輸出を容易にするため、1957年（昭和32年）11月、エンカルナシオン市に収納能力500トンの第1倉庫を建設、ついで、漸増する需要に応ずるため、1962年（昭和37年）7月、収納能力1,200トンの第2倉庫を建設した。現在では、一般業者も倉庫を増設してきたので、以前ほどの威力を発揮してはいないが、入植地の生産高の絶対量が増えているので、依然として、出荷調整の機能を維持している。

(イ) サンタ・クルース倉庫

ボリビアでも、移住会社は、1961年（昭和36年）6月、サンファン入植地日本人移住者の生産する米を収納保管し、端境期に有利な販売を行なうため、サンタ・クルース市に収納能力410トンの第1倉庫を建設、ついで、1963年（昭和38年）5月、収納能力400トンの第2倉庫を建設した。エンカルナシオン倉庫と類似の事情により、現在では当初ほどの威力を発揮してはいないが、依然として、出荷調整上の存在も保持している。

(2) 貸付基準と入植地分譲条件

a. 貸付基準の体系と内容

当事業団発足後、昭和41年（1966年）4月までは、移住会社の「融資基準」が準用されていたが、まず、昭和39年（1964年）に業務方法書（昭和39年11月18日、昭和39年度規程第3号）が制定され、その第6章で融資業務の基本路線が敷かれ、ついで、農業貸付基準（昭和41年4月18日、昭和41年度基準第1号）が制定され、1966年（昭和41年）5月1日以降の貸付に適用されることになった。

融資関係規程の体系としては、農業貸付基準のほか、小工業融資の取扱いに関する通達（昭和45年11月12日、45-L-1）、更生資金貸付基準（昭和46年9月1日、昭和46年度基準第6号）が3つの柱であり、その解釈について、いくつかの通達が出されている。

移住会社時代と異なる新機軸を列举すれば、主として、次のような諸点であろう。

1. 農業貸付基準における貸付の相手方を自営農（独立経営の借地農、分益農を含む）および独立希望者としていることは従来と変わらないが、その範囲を「未だ安定した農業経営の段階に達していないもの」として、現地社会になじみ、現地金融機関から自由に融資を受けることができるようになるまでの挺入れ融資という性格を持たせた。
2. 移住者個人に対する現地の貸付限度は、移住会社時代130万円（長期営農資金50万円、土地購入資金50万円、短期営農資金30万円）相当であったのが、180万円（設備資金（土地購入を含む））および長期運転資金150万円、短期運転資金30万円）相当になった。ただし、移住会社時代の渡航前融資50万円が廃止された。
3. 農協等に対する団体貸付は、長期50万円、短期30万円を限度算定基準とすることに変わりないが、貸付金残高は農業協同組合出資者数を算定の基礎として5,000万円相当額を限度とすることを明記した。
4. 移住会社時代（とくにその前半）には、移住会社法第8条第1項第3号、定款第2条第3号および第4号、業務方法書第8条に規定されていた、移住者を受入れる事業に対する貸付に大きなシェアがあり、この制度は、事業団法第21条第1項第9号、業務方法書第36条第2号に受け継がれてはいるが、当事業団移行後は、実際問題として移住振興効果を審査の要因とする貸付は行なわれていない。それは、移住思潮の変化、時代の変遷を反映するものといってよいであろう。

5. 移住会社時代、企業融資はケース・バイ・ケースの審査によるものであり、とくに規程を設けなかったが、当事業団では、前記のように、技術移住者の独立、すでに独立した小工業者を対象に、1970年（昭和45年）、小工業融資の取扱いに関する通達を出し、新分野を開拓した。技術移住者も、単なるサラリーマンに終らず、素質いかんによっては、経営者になる途が開かれたわけである。

貸付利率は、ブラジルの場合、14%、農業融資の方は、法定利率の12%だけだが、一般的に工業経営は農業経営よりも採算性が高いから2%を監督手数料として上積みしたわけである。しかし、後述のように、ブラジルでは、国内での外貨建契約が不可能なため、現地通貨建であることは農業融資と同様であり、インフレ国（最近では、随分落ち着いてはきたが）における貸付条件としては寛大な方であろう。

米ドル建条項を課せられているスペイン語地域における貸付金利率は農業貸付に1%上積みし年6%である。

6. 農業貸付基準第17条による災害融資も新設の制度である。災害における営農上の物的被害の復旧を目的として、通常融資とは別に30万円相当の特別融資枠を設定した。
7. 移住会社時代の初期、現地融資の決定権限は本社が持っていた。やがて、ブラジルについてのみ、現地法人イジュウソンコウの社長に決定権限が委譲された。当事業団移行後もしばらくはこの体制が続いたが、1966年（昭和41年）7月28日付通達により、130万円相当額まで各支部長専決の権限が委譲され、さらに1971年（昭和46年）7月28日付通達により、専決の範囲が180万円相当まで拡大された。

融資にはタイミングがある。本部決裁であると、どうしても適期融資を失しやすい。それだけに現地権限委譲は一つの前進であった。

8. 出資金業務の中の新制度は、更生資金貸付である。現地通貨建で、条件は、次のとおり寛大なものである。

移住先国において運に恵まれず、本人の責に帰し得ない事由により困窮に陥り、自力では独立の生計を営むことの困難な移住者もいるので、生活困窮者にも更生のため一般融資より有利な条件で救済融資を受けられる途を開いたわけである。勿論、貸付条件が寛大であるだけに、この条件に合致するか否かの審査は厳重である。

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	利息	延滞損害金
更生資金	生業費	500,000円相当額以内	2年以内	8年以内	年3%	年11%
	支度費					
	技能習得費					
生活資金		300,000円相当額以内	1年以内	5年以内	ただし据置期間中は無利子	残元本額に対し、最終期限の翌日から支払日までの期間について計算する。
住宅資金	改修費	300,000円相当額以内	1年以内	6年以内		
	転宅費					
療養資金		200,000円相当額以内	1年以内	5年以内		
災害援護資金		200,000円相当額以内	2年以内	6年以内		

b. 入植地分譲条件の緩和

融資業務は前節のような新機軸を打ち出しはしたが、期間と金額は移住会社のそれを踏襲した。その一部緩和として期間について、設備資金、長期運転資金の最長期間8年を特別の資金使用の場合9年にできること（イグアスの牧畜融資を想定）となった。

直轄入植地の分譲条件は、何回か、頭金の軽減と期間の延長の措置が講ぜられている。

移住者にとって、融資の元利返済も土地分譲の年賦金の支払いも、財源は営農純益一本である。したがって、当事業団としては、移住者の長期的な営農収支との関連で、融資の元利と土地分譲代金の回収期限を調整しなければならない。その場合、土地はもっとも基本的な投資であるから土地分譲代金の回収を延ばし、融資の元利回収の方を先行するという配慮がなされた。入植地設定時の分譲条件にも長期的な営農収支との関連は勘案されていたが、農業は不安定な自然条件や市場条件を相手とするものであるから、どうしても予測違いがでてくる。したがって、入植地分譲条件は、移住会社時代よりしばしば改訂が加えられた。まず、入植当初の営農資金に少しでも余裕を持たせるため、かつ現地における分家独立、優良農家の営農拡大用のロツテ増反を容易にするために、頭金が減額された。

当初、頭金は、分譲価格の20～40%であったが、まず、移住会社時代の1966年（昭和35年）9月、アルト・パラナの頭金が10万円から7万円に減額されたのをはじめ、昭和37年11月、アンデスの頭金が40万円から24万円に減額になり、当事業団移住後の1966年（昭和41年）4月、下掲のように標準一括払価格の10%に一率引下げられると共に据置期間が大幅に延長された。

1. 改定各入植地土地代支払条件

(単位：円)

入植地名	一括払価格	頭金	年賦金			分割払価格
			据置期間	賦払回数	賦金額	
アルト・パラナ	350,000	35,000	9年	5回	100,800	539,000
イグアス	400,000	40,000	9	5	115,200	616,000
ガルアペー	521,300	52,000	8	3	234,544	755,620
アンデス	1,200,000	120,000	7	4	398,250	1,713,000
フンシャル	805,000	80,000	10	3	386,400	1,239,200
ジャカレイ	864,000	86,000	10	3	414,720	1,330,160
第2トメアス	230,000	23,000	4	3	89,700	292,100
ピニヤール	650,000	65,000	10	3	312,000	1,001,000
グアタバラ	1,500,000	150,000	10	4	547,788	2,341,152

注 1. 上表のうちグアタバラ入植地については、暫定的なものとし今後の検討により最終的な決定を行なうこととする。

2. 既契約により、昭和41年度以降支払期日の到来する年賦金の支払延期期間および付加額

入植地名	延期期間	契約年賦額	(下注参照) 付加額	(円)
				計 (延期された期日 に回収すべき額)
アルト・パラナ	5年	78,700	11,327	90,027
イグアス	5	89,800	13,088	102,888
ガルアペー	4	188,100	23,621	211,721
アンデス	2	345,530	10,300	355,830
フンシャル	8	204,448	66,169	270,617
ジャカレイ	8	228,334	73,900	302,234
バルゼアアレグレ	6	139,040	28,153	167,193
第2トメアス	—	—	—	—
ピニヤール	7	221,100	57,555	278,655

注 付加額は、経過利息相当額であるが、これは入植年度により異なるので、別途計算することとする。
なお参考のために昭和37年度契約のものの付加額を上表へ記入した。

しかし、何よりも抜本的な条件緩和は、ブラジル、アルゼンチンにおける現地通貨建分譲への切替である。

(3) 相手国インフレーションと為替差損問題

移住会社発足の翌年、1957年（昭和32年）あたりから、ブラジルでインフレーションが始まり、それがやがてハイパーインフレーションに発展し、これが外国為替レートの下落となって現われるため、円原資の減価防止を要求される出資金業務は、常にその対策が悩みの種になった。ブラジルの方は、1964年（昭和39年）4月の軍事政権発足以降、漸次インフレが収束される方向に向いてきたが、同じ年あたりから、今まで比較的落ち着いたアルゼンチンのインフレーションが悪化し始めた。

パラグアイは、1960年（昭和35年）以降現在に至るまで1米ドル=126 ガラニーのレートに変更がなく、ボリビアは、ハイパーインフレーションの末、1959年（昭和34年）に、1米ドル=11,885ペソ・ボリビアーノにまで達してそのまま固定し、1963年（昭和38年）に、1000分の1のデノミが行なわれ、11.88ペソ・ボリビアーノになり、1971年（昭和46年）に1米ドル=20ペソ・ボリビアーノに切下げられるまで不変であったから、パラグアイについては現在まで、ボリビアーノについては昨年まで投下円原資に対する当事業団の為替差損、移住者の債務負担過剰の問題は起らなかった。

以下に、ブラジルとアルゼンチンのインフレーションと当事業団出資金業務の対決の経緯を略述してみよう。

a. ブラジル

ブラジルにおいては、民法947条は国内の外貨建契約を認めているが、特別法たる1933年11月27日付政令23,501号が金約款、外貨建契約を全面禁止しており、その後1944年6月29日付政令6,650号によりブラジルを履行地とし、外国で外貨建で結ばれた債務契約については政令23,501号の適用が除外になった。この2つの法令の解釈上、現地法人イジュウシンコウ（現在のジェミス）のブラジル国内における貸付契約は現地通貨クルセイロ建でなければならず、土地分譲契約は、移住者が渡航前に日本内地で契約する限りは円建でも可能であると解釈された。

現地法人イジュウシンコウに対する本部の貸付金はドル建であり、進行するインフレのなかで、クルセイロ建で移住者に営農資金等を転貸することは、氷を白日の下にさらすのに等しい。しかし、幸い、ブラジル銀行は、外貨吸収の苦肉の策として、異例の長期スワップの制度を設けた。周知のとおり、スワップは、現物為替と先物為替

の売買を同時に同額同レートで行なうものである。移住会社は、1958年（昭和33年）以降数次にわたり SWAP を取組んだ。

第1回 SWAP は、5年もの、1958年（昭和33年）10月に100万ドルを取組んだ。その当時の通常レートは、1米ドル140クルセイロ前後であったが、SWAP の場合は、直先フラットで1米ドル92クルセイロであった。5年後の1963年（昭和38年）10月の通常レートは1米ドル1260クルセイロであったが、事業団は92クルセイロを支払うことによって1ドルを買戻せたのである。

SWAP は、通常レートと SWAP レートの差だけクルセイロの資金効率が悪いこと、かつ、ブラジル銀行への利息、諸種の賦課金を課せられ、見返り伯貨に対し年11%位のコストがかかること、等の欠点もあるが、帳簿上、為替差損が出ないという利点は絶対的なものであった。本部対現地法人イジュウシンコウとの間の貸付金はスワップでカバーされ、1964年（昭和39年）末までに、合計200万米ドル（移住会社時代150万米ドル、事業団移行後50万米ドル）が投入された。スワップの期限満了時には、即日で更新がなされ、新スワップレートは通常レートの50%程度で取極められるので更新時には差額の伯貨が入ってくる。第1回スワップ更新時に例をとれば、新レートは1米ドル450クルグイロ、100万ドル相当450,000,000クルセイロと要買戻額92,000,000クルセイロとの差金358,000,000クルセイロを受領した（注。伯貨クルセイロは1967年（昭和42年）2月のデノミネーションにより1000分の1切下げられた。切下げ当時はノーボ・クルセイロと呼称されたが、現在では単にクルセイロの呼称に戻っている）。したがって、資金効率を高めるため、第1回スワップ更新以降、期限1年で更新された。このほか、1962年（昭和37年）2月に、東京銀行本店に3億5千万円の定期預金を積み、この円額と見合いに同銀行現地支店がブラジル銀行との間に100万ドルのスワップを組み、その見返り伯貨200,000,000クルセイロを当方現地2法人に貸付けるという方式がとられた。200,000,000クルセイロのうち、123,500,000クルセイロはイジュウシンコウの貸付資金に、76,500,000クルセイロはジャミックのグアタバラ入植地工事資金の一部に充当された。東銀というワンクッションを通したのは、取組当時のスワップレートは、一般企業は1米ドル180クルセイロ、銀行は200クルセイロという銀行特惠レートがあり、少しでも伯貨受取額を増やすための配慮であった。

しかしながら、世界的にも異例の長期スワップの制度は長続きしなかった。長期スワップは、いわば、クルセイロのダンピングであり、したがってインフレ促進要因で

もあったからである。

1965年(昭和40年)1月14日、スワップに代わるものとして、旧スモック指令289号(注。スモックは現在のブラジル中央銀行に発展解消)が公布され、ブラジル銀行が外貨買取時に、一定の契約条件の下に、将来の買戻しの権利は保証するが、買戻しのレートは保証しないことになった。この指令公布後も、中央銀行は、特例措置として、スワップ、289号取引と半額ずつ抱き合わせて取組みに応じてくれたこともあるが、間もなく裸投入に一本化せざるを得なくなった。前述のように、ブラジル法制上、ブラジル国内の外貨建契約は不可能であったから、日本サイドにおいて、いかに原資減耗を避けるかが問題化した。ブラジルにおいても、商業金融の場合は、法定利息年12%を超える分を、監督調査料のような名目で徴収して、かなりの実質高金利をとっている例がないではない。しかし、農業金融の場合は、法定利息を超える例はない。インフレ下において、農産物価格の値上りは最も鈍く、とくに農家の庭先価格はインフレについてゆけない。差損発生は関係官庁の間で問題化した。当事業団の立場は、インフレ下における農業の不利、移住金融の援護的な性格を考慮すべきであり一般金融のペースに乗せ採算に徹することは避けねばならない。また、スワップ時代よりもクルセイロの資金が倍加することによるプラス面もあるので全体的に採算をとるよう努力する必要がある。幸い、ブラジルのインフレーションは、軍事政権の努力によって、漸次、収束されてきたので、差損問題もそれほど深刻化せず、どうやら現地通貨建融資を維持できたのである。

入植地の年賦払分譲の方は、前述のような法制上の解釈により、渡航前に日本を契約地として締結することをもって円建分譲契約が維持されてきたが、かねてより移住者からはクルセイロ建切替の陳情が繰返してきていた。営農収入が一般のインフレに追いつけないのみならず、都会地ならともかくも、日本の22倍もある広大なブラジルの国土における農村地の地価はインフレをカバーできなかつた。前述のような据置期間の延長により当面は円建による回収を免れはしたが、それは問題の繰延べに過ぎなかつた。移住者の陳情は円額を入植時点のレートでクルセイロに固定して欲しいというものであったが、農村地といえども全く地価が上らないわけではないので、その陳情にも全面的には賛同できないものがあり、当事業団としては、できるだけ移住者の要望を容れながらも、日本政府の立場も考慮して、できるだけ原資の減耗も回避しなければならなかつた。また、当事業団としては、移住者の立場のみならず、従来から、法律解釈はともかくとして、ブラジル法人たるジャミックがブラジルの土地の一面を

日本で円建で分譲契約することについてブラジル側に感情的な抵抗があり、とくに地元登記所において摩擦が絶えず、ブラジルの立場も考えて、なんらかの形でクルセイロ建に切替える必要に迫られていた。そこで、移住者、日本政府、ブラジルの国民感情の3つの立場を勘案の上、当事業団としては、切替え時点のレートで円債権をクルセイロ債権に換算し、その時点までの差損は移住者が負担し、それ以降は国が負担すること、円建の年賦金の金利は年5%だが、クルセイロ債権切替後はブラジルの法定利息12%とすること、の2点を柱にして、事態の改善を考慮したが、監督官庁との意見の調整ができなかった。そのうちにブラジルの法制に大きな変化が生じた。

1967年(昭和42年)3月13日付政令316号では、外貨建契約は当事者の一方が外国に住所または居所を有する場合にのみ認められることになり、ついで、1969年(昭和44年)3月10日付政令494号では、ブラジル国内の農村地を取得できる外国人は、ブラジル国内に永久的に定着したもので、農務省の外局、植民・農地改革院の許可をうけたものに限られることになった。この2つの政令の総合解釈上、渡航前に、内地の海外移住センターで、ジャミックの内地代理人たる本部と移住者との間で円建分譲契約を取結ぶことは法的に困難になった。法的な困難はいかんともし難く、監督官庁からも次の条件の下にクルセイロ建に切替えることについて了解を取付け、現地通貨建切替えが実現した。

1. 土地の再評価は行なわない。
2. 既往契約は、政令494号公布時レート(すなわち、1969年(昭和44年)3月10日現在レート)、新規契約はその契約時レートをもって、円額を伯貨換算する。
3. 支払条件は、既往契約者については既契約の据置期間残存年数(ただし、最長4年)経過後5年払いとする。
新規契約については、最長4年据置5年賦払いとする。
4. 利息は年12%とし、据置期間も徴収する(円建の場合は不徴収、元本へ繰込み)。
5. 延滞の場合、利息の延滞に対しては元本残額に対し年率1%の延滞損害金を、また、元本の延滞に対しては延滞元本につき年率1%の延滞損害金を年率12%の経過利息、計13%を徴収する。

以上のほか、利息を延滞した場合には、元本残額に対し年率7%の監督調査料を徴収する。

b. アルゼンチン

ブラジルで融資、土地分譲の両面において現地通貨建が実現したという情報は、ほかの地域においても均衡論を捲き起こした。とくに、ブラジルの方はハイパーインフレーションが漸次収束していくのに、アルゼンチンの方はインフレが悪化昂進してきているのだから、アルゼンチンの移住者からせめてブラジルの移住者並みの取扱いに均等したいという陳情ができるのは、極めて、自然の感情であった。とくに、花卉のように日銭がまわる作目の農家はともかくとして、一般の日系農家は、ブラジルのように巨大な日系農協の後盾もないので、流通面で不利な立場におかれ、代金の決算が著しく遅れるため、インフレ経済の下でとくに苦境に立たされたのである。

ブラジルと違い、アルゼンチンは外貨建契約の締結について全く法的な制限を課していない。それだけに、当事業団の監督官庁との意見調整は難航した。

アルゼンチン・ペソの対米ドル相場は、1960年(昭和35年)に1米ドル82.70ペソであり、1970年(昭和45年)1月1日のデノミネーションにより100分の1切下げられたが、そのときの相場が1米ドル4ペソ、すなわち10年間で約380%下落している。翌1971年(昭和46年)9月、貿易市場(Mercado Comercial)と金融市場(Mercado Financiero)の二重為替市場制が採用され、貿易市場の相場は1米ドル5ペソで中央銀行が売買に応じるが、金融市場の相場は需給により自由に変動するものであり、当事業団の融資には、その性質上、金融市場の相場が適用されることになった。金融市場の9月の相場は1米ドル6.70ペソであったが、10月には1米ドル8.25ペソに高騰した。わずか1年半余で100%も上昇したのである。しかも、金融市場の需給で動く相場だから、移住者の営農収入のインフレカーブとは関連の乏しい相場である。ここに至って、現地通貨建切替に対するアルゼンチン移住者の陳情が沸騰した。当事業団は、これらの事実を背景に監督官庁との意見調整を強力に進め、1972年(昭和47年)12月になって、次のような条件の下に融資および土地分譲の契約を現地通貨建に切替えることに了解が成立した。

I 融資新規貸付ならびに新規土地分譲について

1. 現地通貨実施日

1972年11月1日以降とする。

2. 利率

貸付金および土地代金延払分について、年利率19%（注。現地金融機関の金利に準ずるもの）とする。

3. 延滞損害金

延滞額について、年利率25%で算出した額とする。

4. その他

(1) 融 資

その他の条件は、現行の農業貸付基準に拠るものとする。

ただし、平均貸付期間が6年（うち、据置3年）を上回らないよう、実施上配慮する。

(2) 土地分譲

原則として一括払とするが、別に定める標準営農面積までの分譲については、頭金10%残金は4年据置5年賦払いとすることができる。

Ⅲ 既往のドル建債権の現地通貨建切り替えについて

1. 現地通貨建切り替え実施日

1972年11月1日

2. 切り替えレート

1米弗=9.90ペソとする。

3. 利 率

融資、土地分譲ともに切り替え日以降は、現行の年5%を改め、年19%とする。

4. 延滞損害金

融資、土地分譲ともに切り替え日以降は、現行の年14.6%の率を改め、年25%の率で算出した額とする。

5. その他

(1) 融 資

既往貸付金の償還方法は、原則として原契約に基づくものとする。

(2) 土地分譲

既往契約における据置残存年数経過後、5年払いとする。

ただし、据置残存年数が4年以上のものは、4年で打ち切るものとする。

(4) 雇用農独立援助の諸策

戦前から戦後にわたるブラジル、アルゼンチン向け農業移住の形態別分布を見ると雇用農のシェアが最も大きい。雇用農移住は最も手怪であり、資金力も要らないからである。しかし、雇用農はそれ自体が目的でなく、独立自営農に到達するまでの過渡形態であらねばならない。もしも雇用農のまま、足踏みしたとすれば、それは移住の悲劇であろう。しかし、雇用農を経て独立自営農に昇進すれば、かえって直通で独立自営農になるよりも、現地社会と現地農業に適応する貴重な研修体験を積むことになり、長い眼で見ると大成するケースが多いようである。農業融資の制度がない戦前の南伯において、コーヒー農場のコロノ(契約家族労働者)として配耕された日本人移住者達は、土曜、日曜返上で、コーヒー農園の樹間における間作で賃銀を浮かせ、借地農、分益農に転化し、さらに土地所有の自営農に上昇してゆくのが大方のルートであった。戦後の雇用農も、少なくとも南伯においては、賃銀の一部を蓄積して独立資金を100%形成することは困難であろう。通常、南伯雇用農の初任給は、最低賃銀の1.5倍である。サン・パウロ州最低賃銀は268.80クルゼイロ(1972年5月現在)、その1.5倍といえば403.20クルゼイロ、円換算(1クルゼイロ=約52円)すると約21,000円である。そのなかから、食費、住宅費約40%を控除されるので、手取りは12,600円程度になる。年と共に、インフレによる通貨価値下落をカバーした上での応分の実質昇給はあるが、就労所得の蓄積だけでは独立は難しい。

しかし、戦前と戦後で実情を異にしているのは、パトロンと通称される引受農家が日系農家であり、したがって、個人差はあるが、後輩移住者の独立の面倒をみていることである。即ち、現地農業に習熟するに伴ない、自分の所有地の一部を借地し、あるいは農機具も貸与して、借地農、分益農に切換えてゆく。借地農、分益農になると、当事業団より営農資金の融資を受ける資格ができる。さらに、借地農、分益農としてある程度実績を積むと、当事業団から土地購入資金の融資を受けて完全な自営独立農となる途も開ける。また、なかには、郷里からの送金とかパトロンの子女の婿になる等の好条件に支えられて、雇用農から、借地農、分益農の段階を飛ばして、土地所有の自営農に昇格する場合もある。

雇用農独立の援助方式にも地域的な特色がある。南伯、北伯では、上述の個別融資による援助方式をとっているが、最南伯のポルト・アレグレ支部管下では、融資により小入植地の設定を助成し、フェノス・アイレス支部管下では、入植地業務の一環と

して、花卉雇用農青年の独立用の小入地を設定している。それぞれの地域事情を反映しているの、地域別の独立援助状況を素描してみよう。

a. サン・パウロ支部管内

1954年（昭和29年）から1971年（昭和46年）3月末までの17年間に、指名呼寄、公募雇用を含め 39,167人（12,875 家族）が渡航している（サン・パウロ支部調）。受入の大部分はコチア産業組合（組合員約1万4千人）であって、その組合員をパトロンとする「コチア青年」は、1955年（昭和30年）から1967年（昭和42年）までに 2,508名を受け入れた。1967年にコチア青年の制度が打ち切られてからは、当事業団を媒体とする南伯雇用農の送出国が継続している。

1970年（昭和45年）7月、コチア産組の移民課は、コチア青年の独立、移動、転職等に関する実態調査を行なった。次表は、コチア実態調査報告をもとに雇用農総戸数12,875戸の動きを推計してみたものである。したがって、極めてラフな推定ではあるが、ひとつの傾向を窺うことにはなろう。

南伯雇用農移動状況（含推定）
（サン・パウロ支部作成）

区 分	コチア青年		(注) 指名呼寄および 公募雇用(戸数)
	人 数	百分比 (%)	
総 戸 数	2,508	100%	12,875
死 亡・帰 国	207	8.3%	1,069
現 在 数	2,301	91.7%	11,806
雇 用 農	56	2.2%	283
分 益 農	117	4.7%	605
借 地 農	1,217	48.5%	6,244
自 営 農	411	16.4%	2,112
サ ラ リ ー マ ン	370	14.7%	1,892
商 業, そ の 他	130	5.2%	670

(注) 総戸数にコチア青年の百分比をかけたもの。

雇用農の独立にどのくらい当事業団の融資が貢献したかは部分的にはわかっているが、全体を数字的に把握することは困難な実状にある。1971年度（昭和46年）を例にとると、サン・パウロ支部貸付288件、2,348,100クルセイロのうち、土地購入資金貸付は34件、393,000クルセイロであって、決して高いシェアとはいえない。しかしながら、土地購入の方はなんらかの自己資金で賄って独立に必要な営農資金を借りるといったケースも多いのである。

当事業団としては今後、極力、これら雇用移住者の実態を把握し、有効な援助対策を講じて、その独力援助を計ることを現地援護事業の最重点事項として推進して行く方針である。

サン・パウロ支部と較べると、ポルト・アレグレ支部、ベレーン支部、ブエノス・アイレス支部の場合は、管内対象者の把握が比較的容易な状態にある。

b. ポルト・アレグレ支部管内

この支部の管内には戦前からの日系人は少なく、戦後、外人のパトロンのもとに雇用農、分益農として入国したもの、あるいは、サン・パウロから転住したもの、が大部分であり、現在では約600家族（リオ・グランデ・ド・スール州450家族、サンタ・カタリーナ州150家族）が居住しているが、日系人の地盤が浅いだけに、当事業団による独立援助の必要度は大きい。個々の移住者に対する独立融資のみならず、融資による集団小入植地が形成された。1965年末（昭和40年）、管内の日本人分益農のグループは、近郊蔬菜栽培農家の過剰からくる生産物価格の暴落を調整するため、営農形態の転換を含む集団独立期成クラブを結成、イタリア葡萄を中心とする果樹栽培と養鶏を組み合わせる方針を決定し、適地の物色を開始した。当事業団支部も適地調査、営農設計の段階から協力、その結果、1966年末（昭和41年）、ポルト・アレグレより45キロ北上した、イボチ小入植地の設定となったもので、土地購入にあたって、支部は、当初入植者26戸に購入資金として、1戸あたり2,380クルゼイロの長期融資を行なった。各ロッテへの上水道を含む灌漑施設および23戸分の肉養鶏舎施設資金は南3州開発銀行から融資され、支部からはイタリア葡萄の植付資金も貸付けた。その後、8戸の追加入植者があり、隣接地を追加購入して、総面積193ヘクタール、入植戸数は34戸となった。やや自己資本率が低いため、融資の返済期にさしかかった現在が最も苦しい時期だが、これを切り抜ければ、明るい将来を期待できる。

イボチ小入植地に続き、1967年（昭和42年）12月、同じく融資ベースでイタチ小入植地が設定された。ポルト・アレグレ市より大西洋岸沿いに北上すること167キロの地点で、州内随一の温暖地、したがってポルト・アレグレ市の冬場の端境期を狙えるという立地条件に支部が着目したもので、面積81ヘクタール、11戸が入植した。冬場のトマト、ピーマン栽培をつなぎ作として、1969年（昭和44年）にはバイナップルを導入、1971年（昭和46年）収穫に入り市場で好評であり、支部は当初に土地購入資金融資を行なったのみで、あとは自己資金と地元金融機関の支援で賄っている。さら

に、桃、レモン等の永年作が実れば、より安定した経営段階に達するであろう。債務依存率が低いのでイボチよりも健全であると言える。

1970年(昭和45年)4月には、バジュー市(ウルグァイ国境50キロの牧畜集散都市)近郊に、蔬菜一辺倒の都市近郊農業を脱却、養鶏、葡萄、桃等の組合わせによるバジュー小入植地が形成され、4戸が入植している。支部による土地購入資金融資のほか、営農指導、立地的に近い国立ペロツダス農事試験場からの桃の苗木の導入(各戸150本)あっせん等が行なわれた。

1971年(昭和46年)6月、同じ方式でイジュウイ市(アルゼンチン国境より100キロ余の穀物の集荷市)近郊にも小入植地が形成され、5名が入植している。

より小規模化してはいるが、それだけにまとまりは良く、移住者の独立と営農方式の改善にはそれなりに貢献している。

c. ベレーン支部管内

北伯の雇用移住者受入母体は、主として戦前の南米拓植株式会社のアカラ植民地(現トメアス)入植者や高拓生(日本高等拓植学校出身者)の農家で、ベレーン・トメアス地区居住者である。その受入状況は次のとおり。

北伯雇用農受入総数(1971年3月31日現在)78名

地区別内訳	トメアス地区	37名
	ベレーン近郊	36名
	その他	5名
	計	78名
定着状況内訳	定着	55名
	州外転出	16名
	帰国	6名
	死亡	1名
	計	78名

北伯雇用の強味は、地価が安いこと、ピメント(胡椒)、マラクジャ(時計草、英語名はパッション・フルーツ)のような有望な永年作物があること、である。北伯の地価は場所により大いに異なるが、日本円に換算して、ヘクタールあたり2千円から1万円程度で取得できる。当事業団直轄入植地第2トメアスに入植すれば、25ヘク

タールで230,000円相当クルセイロ、頭金を1割納入すれば入植でき、あとは、前述のように、4年据置5年賦のクルセイロ建で完済すれば、所有権を取得できる。25ヘクタールと言え、十分ではないが、一応のピメンタの営農単位である。

そこで、北伯雇用青年には、パトロンの許で就労中に独立用の土地を購入するものが多く、概ね3～4年で独立している。当事業団の独立援助融資金は、サンパウロ管内と同様、土地購入資金であったり、ピメンタ植付の営農資金であったりするのだが、融資が即効性を発揮できるのもこの地域である。

d. ブエノス・アイレス支部

移住者受入母体は、主としてブエノス・アイレス近郊の日系花卉農園である。昭和47年度末まで、花卉雇用青年として渡航するものが308名に達している。これら青年は、営農体験、小資本小面積で発足が可能、日系の地盤、都市近郊生活への執着等の理由で花卉農家として独立を希望するものが圧倒的に多い。

アルゼンチンでは、個別の土地購入資金貸付も行なったが（昭和46年度に例をとれば9件の土地購入資金貸付がある）、昭和41年度より入植地業務としての小入植地制度を創設した。小入植地制度の特色は、毎年、支部が独立希望の雇用青年を募集し、14～16人位適格者のグループが集まったところで、支部との協同の下に適地調査を行ない、最適の候補地を選定、所要面積のみを当事業団が一括購入し、ロツテ割りし、入植者は当事業団との間に割賦分譲契約を結び、頭金を納入して入植するという方式であり、したがって、先行投資ではなく、実需に応じた注文購入であり資金の無駄がない点が特色である。

このベースで設定した小入植地はブエノス・アイレスより半径50キロの範囲に所在し、総面積は40ヘクタール前後、1ロツテの面積は2.5ヘクタール前後であり、エスベランリを1966年（昭和41年）12月に、アルマ・フェルテを1968年（昭和43年）3月に、ローマ・ベルデを1968年（昭和43年）12月に、マルコス・パスを1970年（昭和45年）2月に、エル・パトを1971年（昭和46年）3月に、セラージャを1972年（昭和47年）3月に、それぞれ購入、いずれも花卉栽培適地となっている。

しかし、ブエノスの花卉市場における日系農家の過当競争を回避すべき時期にきており、また、アルゼンチン側もブエノス近郊への花卉農家の集中を好まない傾向があり、本年は、新しい試みとして、1973年（昭和48年）3月に南部の地方都市ネウケン（ブエノスより直距離2400キロ）の近郊に果樹入植地を開設することになった。勿

論、ブエノス近郊より面積が広がり、総面積76ヘクタール、1ロッテ10～12ヘクタールになる。今後は、小入植地もこのように地方に分散してゆくことになるであろう。



アルゼンチン，マルコス・パス移住地開設式（45.5.31）

(5) 原資の追加調達

当事業団移行後、融資業務と入植地業務とが、その実行方法上、かなりの質的な変化を遂げたことは前節まで継述のところである。しかし、質的な変化は、原資の拡大という量的な変化を伴わない限り、十分な効果を挙げ得ない。出資金業務と原資との関連は既述した通りであるが、当事業団の資本金は、次掲のように毎年、一般会計または産投会計からの増資金をうけ入れ、漸増している。

資 本 金 推 移 (円)

年 度	年 月 日	一 般 会 計	産 投 会 計	計	累 計	備 考
旧会社承継	38. 7. 15	225,000,000	3,000,000,000	3,225,000,000	3,225,000,000	
38	38. 7. 12		800,000,000	800,000,000	4,025,000,000	
39	39. 10. 1	284,963,570		284,963,570	4,309,963,570	神戸、横浜センター (現物出資)
〃	39. 12. 28		300,000,000	600,000,000	4,909,963,570	
〃	40. 3. 26		300,000,000			
40	40. 12. 27		200,000,000	200,000,000	5,109,963,570	
42	42. 11. 15		100,000,000	100,000,000	5,209,963,570	
43	43. 9. 12		300,000,000	500,000,000	5,709,963,570	
〃	44. 3. 25		200,000,000			
45	45. 7. 3		200,000,000	200,000,000	5,909,963,570	
46	46. 7. 6	200,000,000		200,000,000	6,109,963,570	
47	47. 8. 29	300,000,000		300,000,000	6,409,963,570	
合 計		1,009,963,570	5,400,000,000	6,409,963,570	6,409,963,570	

資本金 64億996万3570円

内現物出資 2億8496万3570円

(神戸 7779万117円)
(横浜 2億717万3453円)

移住会社時代の米銀借入金や当事業団移行以降の資金運用部借入金（その推移は次ページ参照）等も清算され、出資金に肩代られた。

移住金融や入植地のロツテ割賦分譲も、それが金融である以上、その回収について厳しさを欠くわけにはいかないが、農業は、自然を相手にし、生産物の価格変動に揺すぶられるものであり、債務者の責に帰し得ない事由による返済の延期をどうしても避けられない。民間金融機関ならば布団を剥いても回収するところであろうが、当事業団は、その使命上相手が悪質な延滞でない限り、担保権の行使をおさえ、まず営農

資金運用部借入金償還年次表

(円)

元利金 支払期日	未償還元金	償 還 所 要 額			備 考
		元 金	利 子	計	
40.10.15	400,000,000	0	13,000,000	13,000,000	一部繰上償還
41. 4.15	400,000,000	0	13,000,000	13,000,000	
41.10.15	400,000,000	0	13,000,000	13,000,000	
42. 3.31	100,000,000	300,000,000	11,928,571	311,928,571	
42. 4.15	100,000,000	0	267,857	267,857	
42.10.15	83,325,000	16,675,000	3,250,000	19,925,000	
43. 4.15	66,660,000	16,665,000	2,708,062	19,925,000	
43.10.15	49,995,000	16,665,000	2,166,450	18,831,450	
44. 4.15	33,330,000	16,665,000	1,624,837	18,289,837	
44.10.15	16,665,000	16,665,000	1,083,225	17,748,225	
45. 4.15	0	16,665,000	541,612	17,206,612	
合 計		400,000,000	62,570,614	462,570,614	

借入金 4億円
 借入月日 昭和40年4月15日
 償還条件 利率 年6.5%
 方法及期限 半年賦元利均等償還2年据置5年以内
 利息支払 半年後払い

の改善を計り返済能力ができるまで待たなければならない。そのような性格の金融において、原資を借入金に依存することは不適当であり、借入金を資本金に、その資本金も46年度以降、一般会計よりの出資に一元化してきたことは、そのような事情の反映であった。

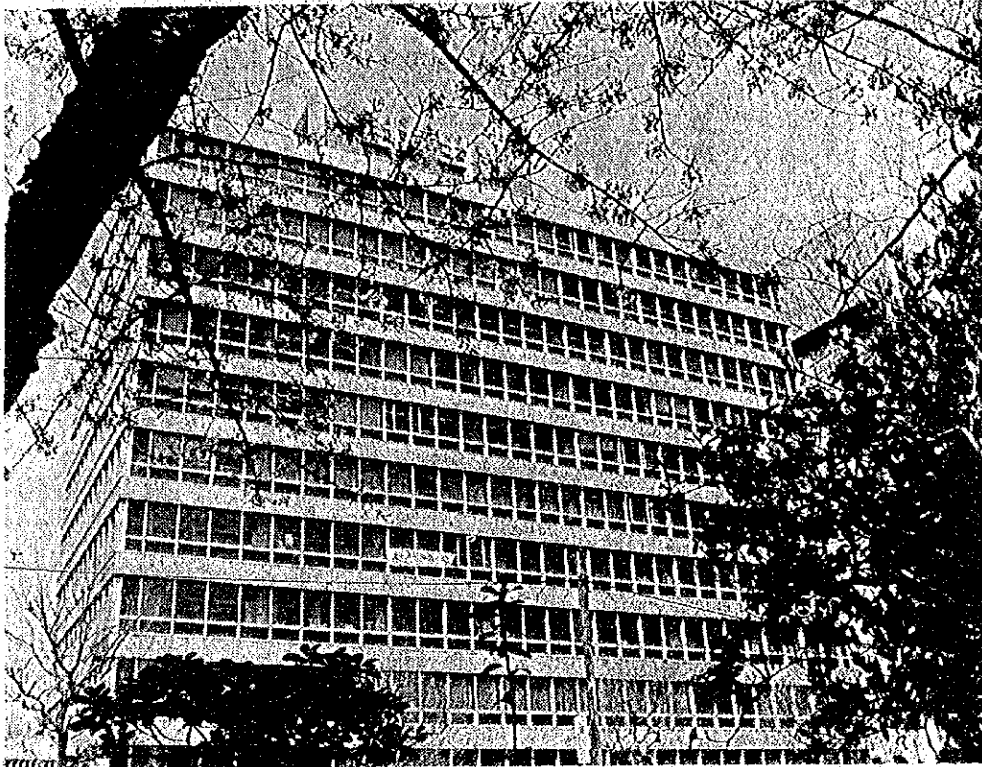
出資金予算の折衝は、融資業務、入植地業務、付帯事業、特殊事業を含め、翌年度の収入と支出の資金計画を作成し、その差額を新規の増資金受入として要求することになっている。その際、当事業団の要求と当局の査定との間には、常に相当の開きを生ずる。

移住者の新規送出しは減っても、現地金融の資金需要は激増している。前述の雇用農独立に本腰を入れ、直轄入植地における入植者の営農規模の拡大に挺入れをし、移住者の大多数（性格的な落伍者は別として）が「移住してよかった」という実感が湧く安定と成長を期するためには、莫大な原資の追加調達を必要とする。毎年、2～3億円の増資は、おしめり程度の効果しかない。勿論、融資原資をただ増やせばよいとい

うものでなく、当事業団としても、資金の追加調達、営農指導の強化、移住者自身の自助努力が調和するところに、次の階段への発展があることを自覚し、適切な業務の運営を計らねばならない。



フンシャル移住地ご訪問の皇太子殿下（42.5.27）



本 部 (東京四谷住友生命ビルの5、6階)

海外移住新聞 (38. 8. 5)

五部、十三課で発足
事業団の機構と人事さまる

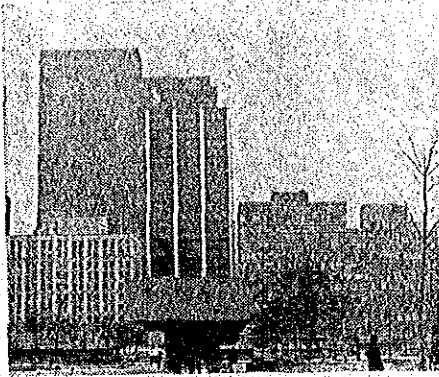
朝日新聞 (38. 7. 6)

十五日から発足
海外移住事業団

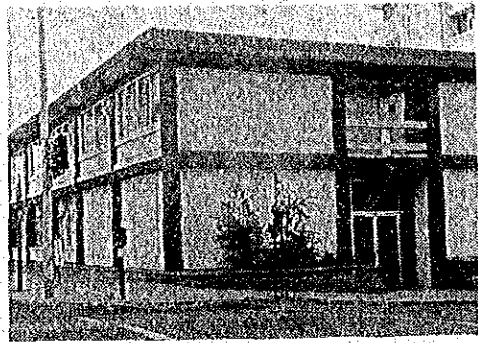
公務局、海外移住新聞局及び
自の院本館、設立した
ため、同日の雑報を併し、十五
日、海外移住事業団を発足させ、力
創である。

海外移住事業団は日本海外移住
委員会(会長、堀内博介氏)と
日本銀行住友銀行(社長、太
田知雄氏)を統合し、本社、これ
を分務局を設置することによっ
て、住友銀行移住部、一區推
進をたすといふもの。

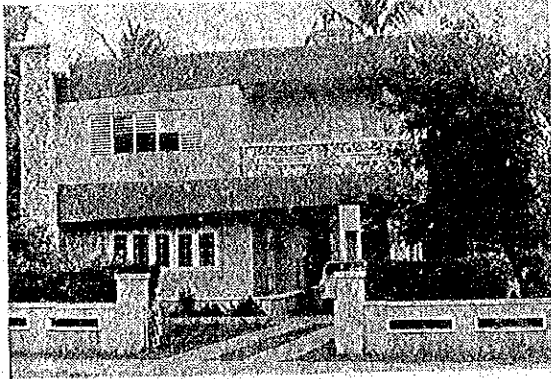
このため、大位分府は早速に股
立準備を在命、設立準備を急ぐ力
射たが、同事業団には政府から新
た八億円出資される。



トロント駐在員事務所
(左側のビルの27階)



サンフランシスコ駐在員事務所
(日本総領事館内)

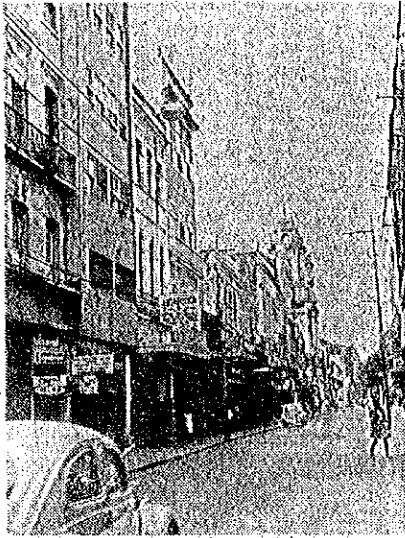


サント・ドミンゴ支部事務所

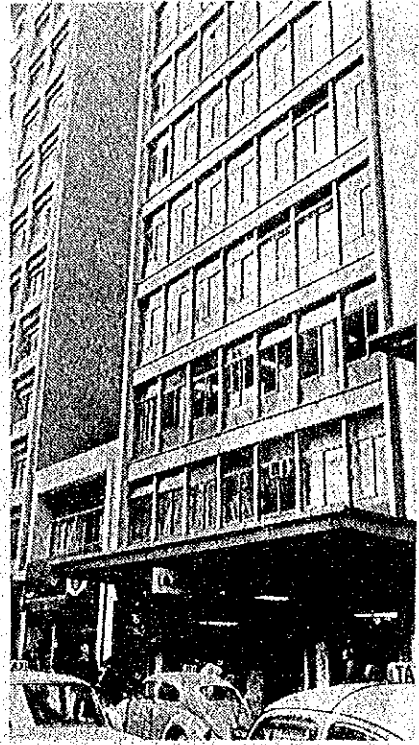


トメス事業所事務所



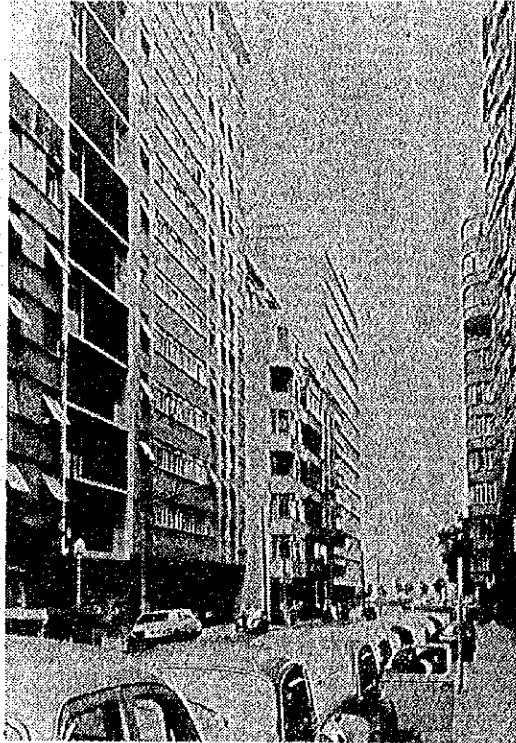
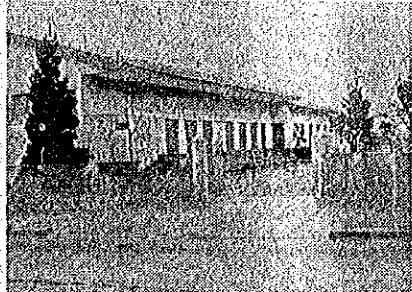


レシーフェ支部事務所
(左から3番目のビル)

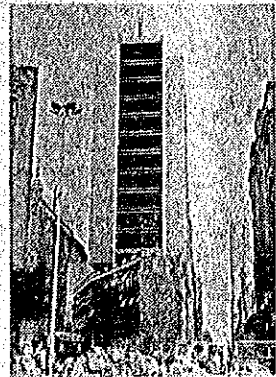


サン・パウロ支部事務所 (右側のビルの9・10階)

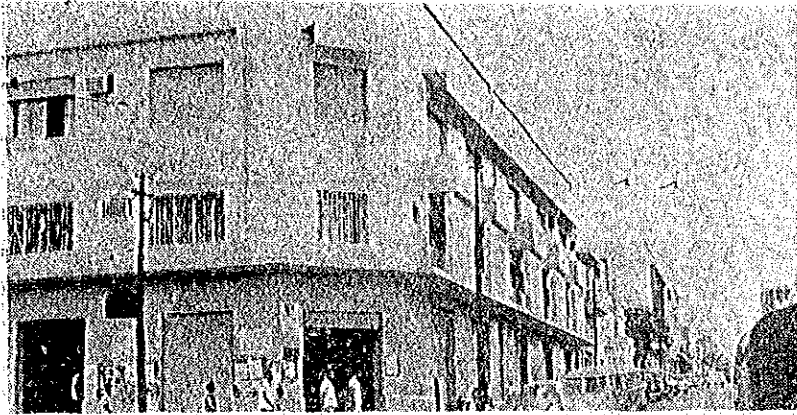
サン・パウロ技術移住センター



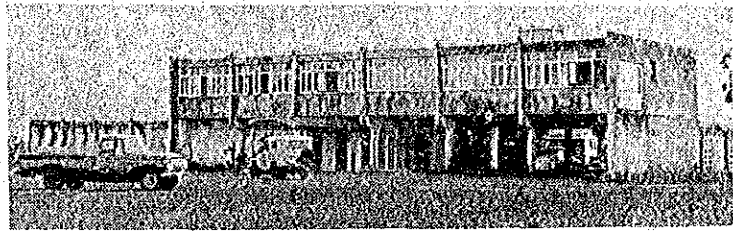
リオ・デ・ジャネイロ支部事務所 (右から4番目のビルの6階)
中南米代表部事務所 (左から2番目のビルの3階)



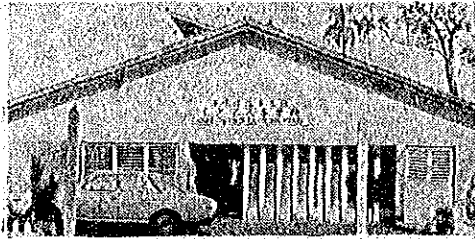
サルバドール駐在員事務所
(中央のビルの6階)



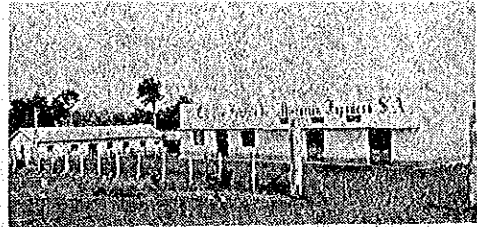
アスンシオン支部事務所



エンカルナシオン支所事務所

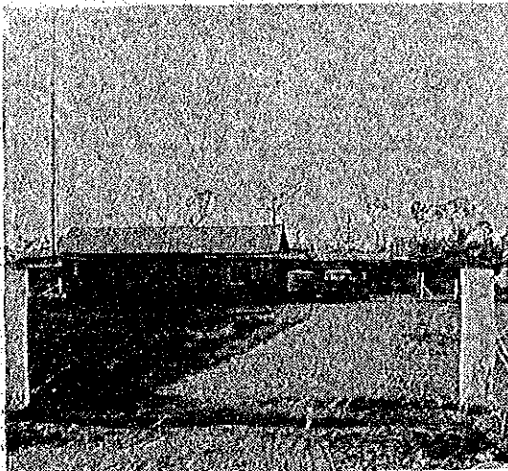


イグアズ事業所事務所

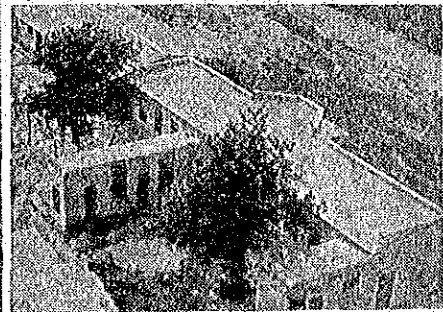


アルト・パラナ事業所事務所

サン・フアン事業所事務所

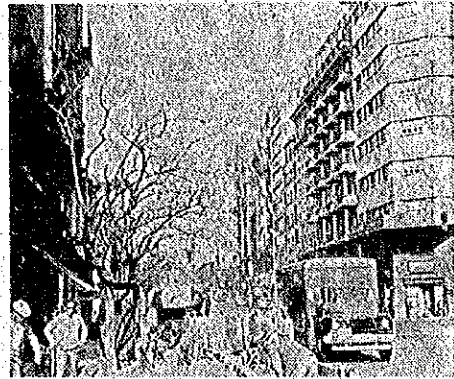


沖縄事業所事務所





ポルト・アレグレ支部事務所
(このビルの2階)

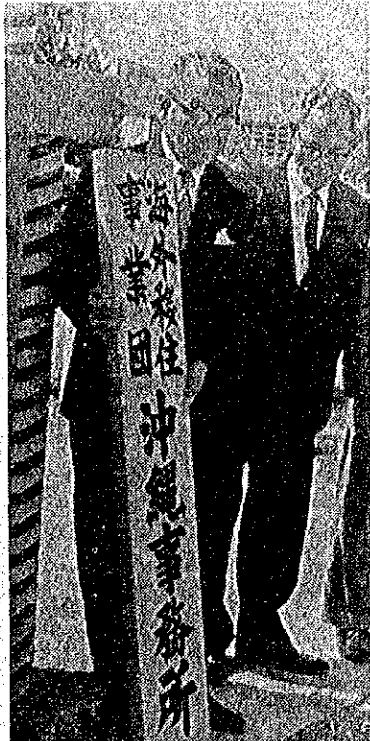


ブエノス・アイレス支部
(右側5番目のビルの10階)

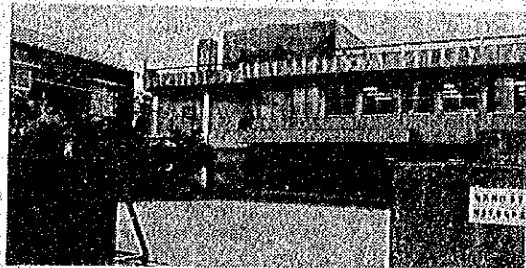


地方事務所は他団体と同
居している例が多い
(広島県事務所)

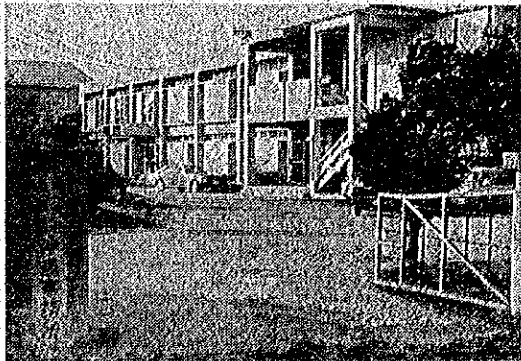
神奈川県事務所



廣岡謙三理事長出席の沖縄事務所開所式(42.7.1)



沖縄事務所





沖縄南部農林高校 (44. 6. 17)

高等学校 海外教育研究協議会結成さる

国際社会に活躍する
人材育成の教育を指向

海外教育推進高校
九百六十九校を母体

海外教育研究協議会が、九百六十九校を母体として、結成された。この協議会は、国際社会に活躍する人材育成の教育を指向し、海外教育の推進を図ることを目的とする。協議会の会長は、金剛を代表とする。協議会の事務局は、金剛を代表とする。

海外へ飛躍
スケールの大きい教育を

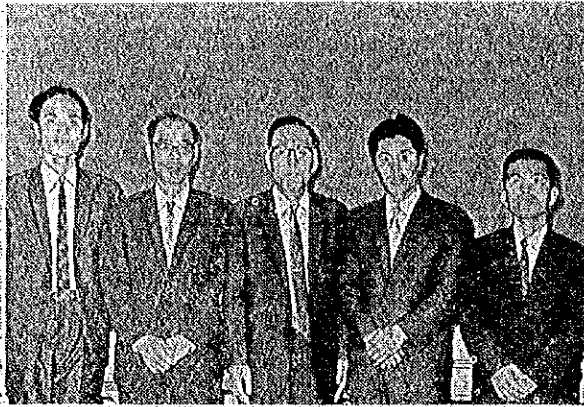
静岡新聞 (43・10・2)

県高校海外教育研究会
充て準備が進む

第7回高校教師研修会 (45.12.23)

横浜移住センター





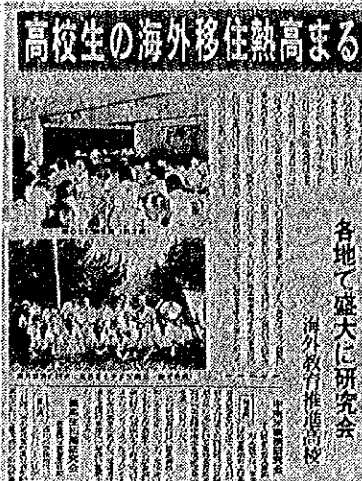
45年度高校指導教師海外研修団 (45. 7. 24 羽田)



海外移住新聞 (40. 6. 20)

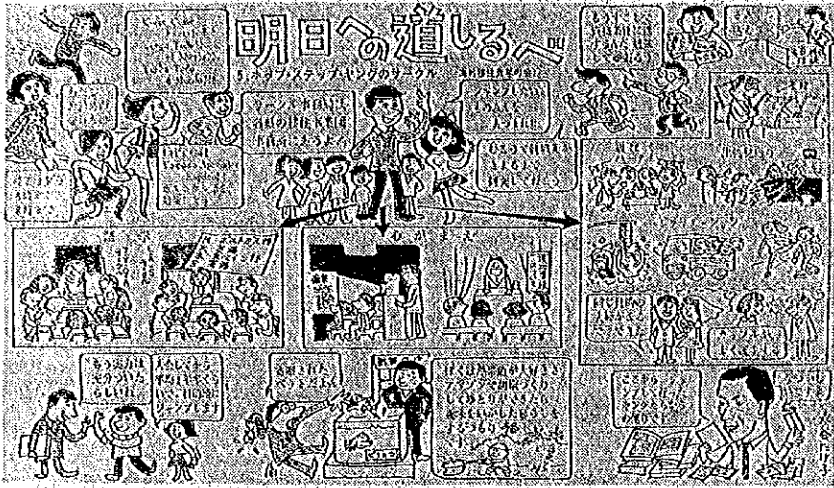


44年度中・高校生懸賞作文入選者
(44. 8. 30神戸移住センター)



東北ブロック海外教育推進高校生徒研修会
(45. 10. 6 磐梯青年の家)





広島県海外事情研究会 (45.8 江田高青年の家)



東京都海外移住研究会 (45.10.10 奥多摩)

移住青年友の会



大阪府海外移住研究会 (45.5 びわ湖)



朝日新聞(47・10・17)



445-257 3321 5
 海外移住センター
 〒461-0001 名古屋市東区
 3-3-121
 ②
 052-22-6111 ①
 052-22-6111 ②
 海外移住研修所
 名古屋大学国際センター
 〒466-8601 名古屋市東区
 26-81
 ①
 0522-26-8119

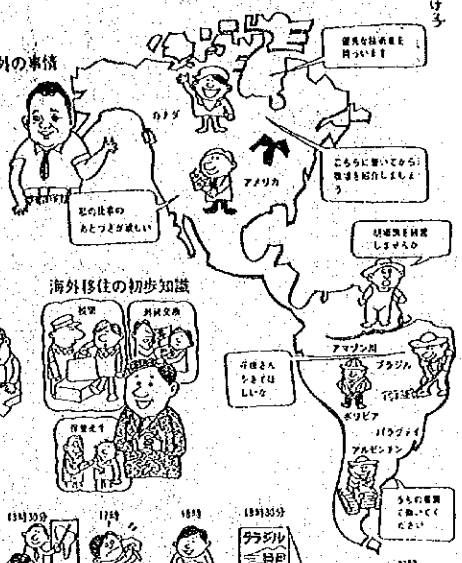
・研修期間
 4月15日(月)～5月
 23日(日) 10日



職業訓練



海外の事情



海外移住の初歩知識



研修所の日程



海外移住新聞(46.1.1)



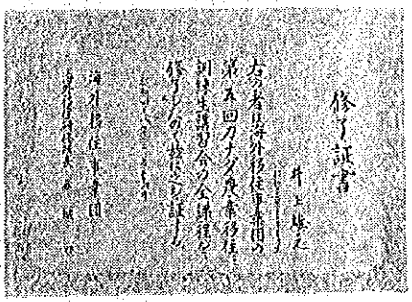
くつろぐ研修生たち

海外移住研修所

早朝からきびしい訓練

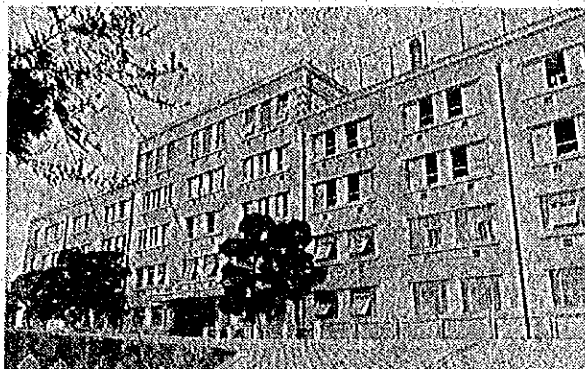


修了証書





税関検査(横浜)



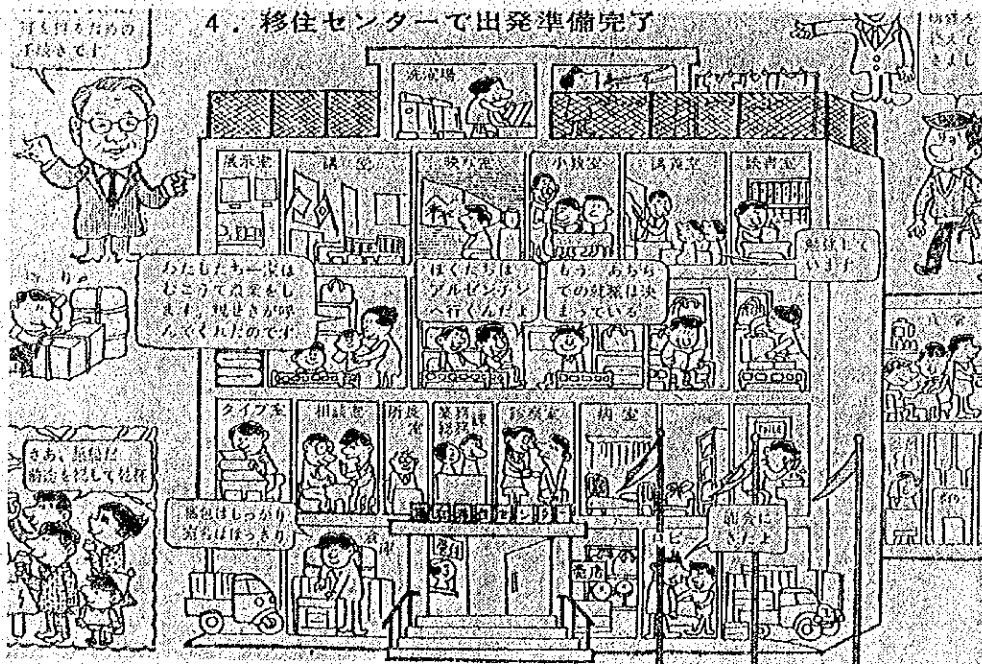
神戸移住センター

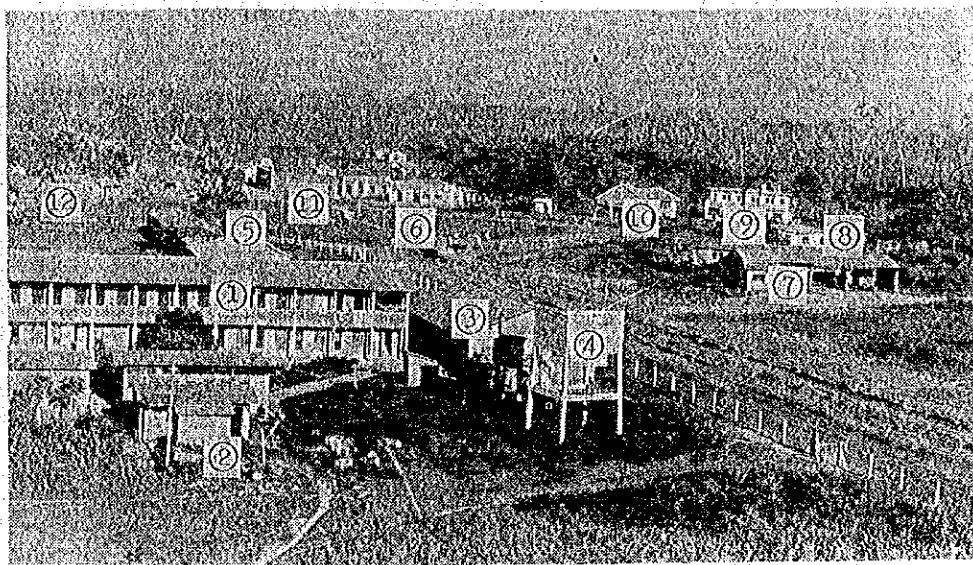
出発前のひととき(神戸)



海外移住センター

海外移住新聞(46.3.1)





サン・フアン移住地の中心部

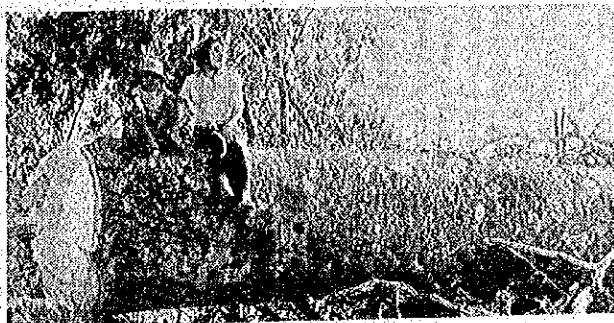
一つの移住地を建設するには、長い年月と多くの費用がかかる。

適地選定のための交渉調査。測量、購入。原始林の伐採、山焼き、開墾。耕地の造成、作物の植付け。住居、交通、医療衛生、教育、保安、娯楽施設の建設。

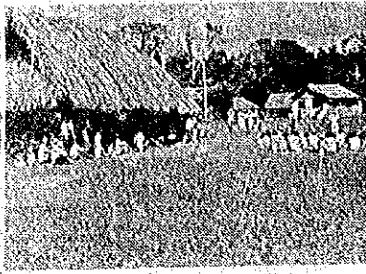
それは自然と人間との闘争である。

密林と原野のまっただ中に、新しい人間社会を創造する「産みの苦しみ」でもある。ボリビア国、サン・フアン移住地を例にとってその建設の歴史をながめてみよう。

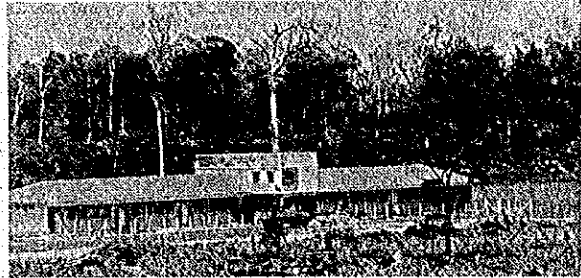
直径1～3メートル、高さ2～30メートルの大木を倒す



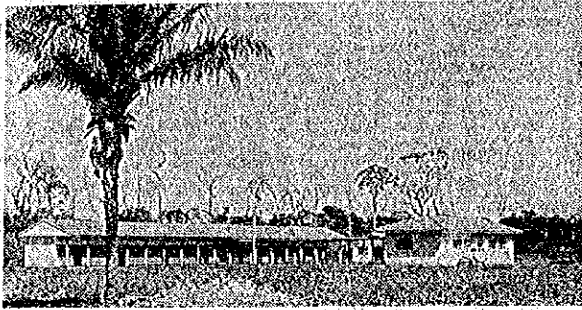
- ① 中学校寄宿舎
- ② 同自家発電室
- ③ 同講堂兼食堂
- ④ 水道用水槽
- ⑤ 中学校第1校舎
- ⑥ 市街地と中央広場
- ⑦ 農協修理工場
- ⑧ 警察署
- ⑨ カトリック司祭館
- ⑩ 同教会
- ⑪ 日本人商店街
- ⑫ ボリビア人商店街



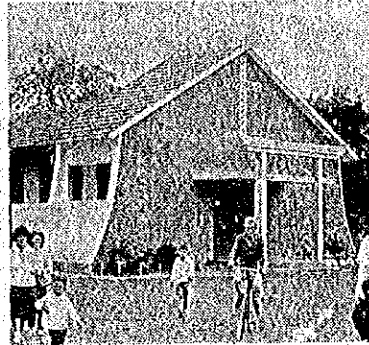
入植当初の小学校



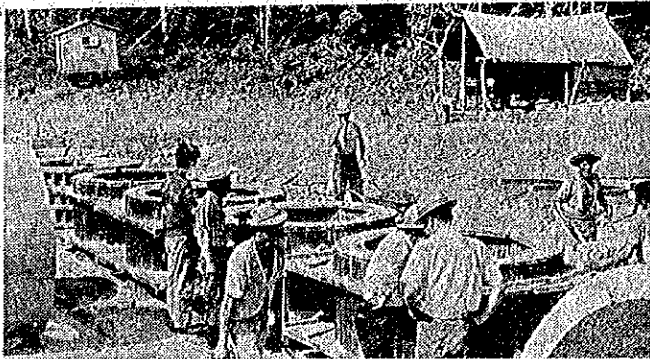
建てかえられた小学校



診療所



鳥居のある教会



コンクリート管も現場で製造



収獲の祭りは和洋折衷

試験農場

